

## 令和6年度（2024年度）骨髄ドナー助成事業費補助金交付要綱

### （目的）

- 1 この補助金は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「日本骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者（以下「ドナー」という。）に対し補助を行うことで、円滑な骨髄移植の推進を図ることを目的とし、北海道補助金等交付規則（昭和47年4月1日北海道規則第34号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

### （補助事業者）

- 2 この補助金の補助事業者は、市町村とする。

### （補助対象経費）

- 3 この補助金の対象経費は、別表の補助対象経費欄に掲げる経費とする。

### （補助金交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次の（1）及び（2）により算出した額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
  - （1）別表の第1欄に定める補助基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額を比較していずれか少ない方の額を算定する。
  - （2）（1）により算定された額と、補助事業等に要した経費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

### （事業の対象となる者）

- 5 事業の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。
  - （1）日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供に関する最終同意書に署名をした者。
  - （2）骨髄等の提供に関する他の助成金等を受けていない者。
  - （3）当該市町村に住所を有している者。

### （補助金の交付の条件）

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。
  - （1）北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）及び本補助金交付要綱に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
  - （2）補助事業等の内容を変更するときは、あらかじめ変更承認申請書（保福第1の21号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合にあってはこの限りでない。
    - ア 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の10分の1を越えないとき。
    - イ 補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な執行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
  - （3）補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承

認を受けなければならない。

- (4) 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (6) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (7) (6) の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (8) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (9) 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
- (10) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (11) 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (12) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
  - ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
  - イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
  - ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
  - エ アからウまでに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (13) (12) の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。
- (14) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (15) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部

を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。

- (16) (5) の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。

(補助の交付申請)

- 7 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、「北海道補助金交付規則」(昭和47年北海道規則第34号)第3条に基づき行う告示の定めにより、補助金等交付申請書(保福第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、別に指示する日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(保福第1の2号様式)
- (2) 補助金等交付申請額算出調書(保福第1の14号様式)
- (3) 経費の配分調書(保福第1の18号様式)
- (4) 事業予算書(保福第1の20号様式)
- (5) 資金収支計画書(保福第1の32号様式)

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、補助事業等変更承認申請書(保福第1の21号様式)を提出し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(実績報告)

- 9 この補助事業等が完了したときは、補助事業等実績報告書(保福第1の28号様式)に次に掲げる書類を添付して、当該補助事業等完了の日若しくは、廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(保福第1の2号様式)
- (2) 補助金等精算書(保福第1の30号様式)
- (3) 事業精算書(保福第1の31号様式)

別表

1 補助基準額	2 補助対象経費
骨髄等の提供1件につき、1日あたり1万円 ただし、通算10日を上限とする。	補助事業者がドナーに対し助成する事業に要する次の経費 (1) 健康診断又は自己血の採血のための通院、入院 (2) 骨髄等の採取のための入院 (3) その他骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院及び面談